令和〇年（少）第〇〇号　大麻取締法違反保護事件

保護処分に関する最終意見書

令和〇年〇月〇日

福岡家庭裁判所　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 少 年 〇〇　〇　〇

付添人　　福岡　九州男

上記少年に対する頭書事件について、以下の通り意見を述べる。

意見の趣旨

少年を当面の間、試験観察に付するのが相当である。

理由

第１　非行事実について

　本件は、少年が路上で大麻を所持していたという大麻取締法違反（単純所持）の事案である。

少年は、非行事実を特に争っておらず、付添人も非行事実については争わない。

第2　要保護性について

1　少年の人となり

少年は、\*\*\*、確定診断はなされていないものの、ADHDまたはその傾向があるのではないかと考えられる。

他方、少年は、自分の興味・関心のある分野には熱中してこれを極めようとするところがあり、また行動力にも優れている。\*\*\*。

2　本件非行の分析

本件非行は、すでに中間意見書でも述べたところであるが、一言で言うと、家庭や学校に居場所がなく、自己肯定感に乏しい少年が、大麻を通じた不良交友の中に自身の居場所を見いだし、承認欲求を満たしていた事案であると考えられる。

3　前件非行から本件に至るまでの経緯

少年は、前件非行によって保護観察処分となった後、特に非行傾向などもない姉や弟と家庭内でますます比較されるようになって、家庭内での居場所をさらに失っていった。

また、\*\*\*高校に在籍していたものの、もともと座学での学習を苦手としていたこともあり、高校も欠席するようになっていった。\*\*\*には、少年は高校を留年することとなり、同級生の友人から出遅れてしまう形となったため、学校の中でも友人がいなくなり、学校での居場所もなくしてしまった。このため、少年はいよいよ学習への意欲を失ってしまった。

そのような中で、少年は夜間に出歩くようになり、不良交友の中で大麻を使用している先輩を紹介された。少年は先輩から大麻を勧められて使用するに至り、半年ほど前からは、不良仲間と一緒に大麻を使用していた。少年によれば、上述のような家庭や学校の状況に加えて、当時交際していた女子から振られて自暴自棄になっていたことも、大麻使用のきっかけとして考えられるという。

本件非行事実を見ると、少年が所持していた大麻はそれなりに量が多いものの、これは少年が営利目的で所持していたというよりは、友人に大麻を分けてやって、仲間内で大麻を使用することにより、ある種の連帯感を深め、また少年が「大麻を調達できる奴」として周囲から認識されることにより、自己肯定感を深めていたことの表れである。

4　考察

確かに、少年が所持していた大麻の量は、自己使用目的の事案の中では多い部類に属するし、少年の大麻に対する耽溺の度合いにも軽視しがたい点があることは否めない。しかしながら、少年は、家庭にも学校にも居場所を見いだせないことが原因で、承認欲求を渇望する状況に陥っており、大麻は周囲の仲間たちから承認されるための手段であったに過ぎない。そういう意味では、バイクを乗り回したり、夜間に遊び回るのと大差ないものといえる。少なくとも、薬物事犯特有の問題点が前面に出てくるような事案ではない。

また、大麻の使用頻度が高いことについても同様であり、大麻自体に化学的に依存しているというよりは、大麻を通じた不良交友に自身の居場所を見いだしているというべきであり、そうした周囲との関係性に依存していたものと見るべきものである。

従って、少年の大麻の所持量や使用頻度を捉えて、直ちに少年院での処遇を必要とするような要保護性が認められるとすることはできない。薬物事犯については、少年院において薬物離脱プログラムを用いた教育を行うべきという考え方も一般論としては否定しないが、本件特有の事情を見るに、そのような考え方はやや形式的・短絡的ではないかと思われる。

5　周囲の環境

もっとも、少年の周囲には、少なくない人数の大麻常用者が存在することが示唆されており、その中には、複数回少年院に送致されたことのある者や、それを超えて刑事処分を受けた者、暴力団その他の反社会的勢力と密接に交際している者などが含まれているようである。このため、少年が従前通りに地元で生活しながら更生していくということは現実的でない。

この点については、前件非行後の家庭での指導・監督が奏功していなかったことが指摘される、本件非行に関する保護者の受け止め方についても、調査官が指摘するとおり、必ずしも適当でない部分が見受けられる。

さらに、本件に関与した人物のうち、証拠不十分などが原因で立件に至っていない者も相当数存在するようであり、このまま少年を地元に帰した場合には、そうした人物から再び大麻などに誘われるリスクが懸念されるところである。

第3　少年の内省

1　本件に関する受け止め方

少年は、本件で逮捕・勾留されて観護措置を執られる中で、本件について振り返り、自らが大麻を通じた不良交友に陥っていった経過を再認識した。また、本件の捜査のために自宅に警察官の捜索が入ったことや、前回に引き続いて2度目の逮捕・勾留となったことで、家族に多大なる迷惑をかけたことを実感し、深く反省するに至った。

2　更生に向けた具体的行動

少年は、大麻や、大麻を通じた不良交友と決別するため、大麻の入手先や、一緒に大麻を使用していた友人の氏名等を含め、知っている範囲で捜査機関に供述した。また、前回非行時は遵守されなかったものの、今回については、携帯電話を解約して連絡先を消去するなど、不良交友が継続しないように手段を講ずる決意をしている。

3　少年の資質

少年には、前述したとおり、ややIQが低めで、発達障害の傾向も認められるところであり、集団生活における規律の遵守などについては、本人が真面目に取り組んでいるつもりであっても、どうしてもうまくいかない側面がある。他方、少年の両親は、どうしても姉や弟と少年を比較してしまい、少年も姉や弟みたいに「普通にできるはず」との過度な期待をかけている点があるといえる。かかる両親との関係性の中で、少年が劣等感を抱いて家庭での居場所がないと感じるようになったことには、少年本人にはどうしようもない部分が大であるともいえる。

4　まとめ

このように、少年の本件に対する受け止め方は真摯であり、更生に対する意欲も十分有している。また、本件に至る経緯には、少年本人の努力によってはいかんともしがたい、家族の接し方の問題や、少年自身の知能・資質の問題が介在しているものと考えられる。

かかる状況において、社会内での更生の道を閉ざして直ちに少年院送致とすることは、少年にとって著しく酷である。少年自身が本件を契機に更生への決意を新たにしている以上、まずは一度立ち直りの機会を与えることが相当である。

第4　環境調整の方針

すでに述べたとおり、本件で社会内処遇を行うこととなった場合には、令和〇年〇月の新学期から〇〇高校に編入学して、高校卒業に向けて必要な単位を取得していく予定である。本審判後、入学までの間は、付添人としては\*\*\*において生活することを提案しているが、調査官の調査報告書に記載の通り、家庭裁判所の指定する補導委託先に補導委託するということであれば、付添人としては特に異議はない。当該補導委託先に補導委託となった場合、遠方ではあるものの、付添人も機会を見て少年の経過観察を行う予定である。

第5　結語

以上述べたとおり、本件において少年をいきなり少年院送致とすることは酷に失するものと考えられ、まずは試験観察に付して社会内での更生が可能でないか検討すべきであるものと思料する。よって、冒頭記載の通りの意見を述べる。

以上